

令和5年度第5回川崎市環境影響評価審議会 次第

日 時 令和5年9月5日（火）10時～12時（予定）

場 所 オンライン会議（川崎市役所第3庁舎15階第1会議室）

1 議事

- (1) 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境配慮計画書について（答申案審議）

2 その他

-
- | | |
|-------|---|
| 資料1-1 | 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境配慮計画書についての個別
審査意見書 |
| 資料1-2 | 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境配慮計画書の審査結果につ
いて（答申案） |
| 資料2 | 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境配慮計画書 |
| 資料3 | 環境配慮計画書の説明会開催結果報告書 |
| 資料4 | 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境配慮計画見解書 |

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る
環境配慮計画書についての個別審査意見書

項 目	個別審査意見
暑熱対策 (一ノ瀬委員)	<p>屋外における暑熱対策には、競技者視点と一般利用者（ジョギングや散歩など）視点の両方があり、どちらにも関係する件です。報告書では暑熱対策として緑陰効果が強調されていますが、実際の屋外人体温熱感覚には気温（湿度）や放射のほか、風速も影響します。風環境変化を含めた環境配慮や環境保全対策に言及することはできますか。</p>
地域交通 (田中委員)	<p>環境配慮項目のうち、地域交通の項目「交通安全、交通混雑」について「関連車両の走行」に○印をつけていただいておりますが、説明会での住民意見などを拝見すると、サッカー等のイベント時には終了後にスタジアムから駅へ向かう歩行者が歩道だけでなく車道にも広がって歩いている状況があるように見受けられます。このようなイベント時の歩行者の交通混雑や、車道にもはみ出すようであれば交通安全についても予測評価を行う必要があるのではないのでしょうか。</p>
緑の質・量 (濱野委員)	<p>環境配慮計画書P32 では外周園路とサブ園路が隣接する場所があり、その部分にサブエントランス（3か所）が設けられる計画になっている。現地視察では外周園路（付け替え）の説明が主体で伐採止む無しの内容であった。SDGs、持続社会の実現が求められている社会情勢の中では、歩行者優先の園路設計を優先することで樹木の存続が担保できると考えます。自動車の走行は速度を落とさせる効果と緑の質を担保する意味でも外周園路の狭路・曲線（横浜馬車道等）・雁行化が園地に接道する道路構造として相応しいと考えます。</p> <p>環境配慮計画書P229 の緑の量に示されている主な現状の緑地と水辺は、高質な緑環境であり、記述の下2段落の内容は緑の質に関わる内容であるため、予測評価を行う必要があるのではと考えます。</p>

<p>利用者にやさしい 公共施設 (濱野委員)</p>	<p>環境配慮計画書p231 に関連して、駐車場の利用はイベント開催時には、最寄り駅周辺の余裕のある場所を発着とするシャトルバスの運行（駅に寄せる必要はない）、最寄り駅への歩行者動線の確認・広報などを検討していただきたいと考えます。</p> <p>駐車場は、社会的なハンディキャップの方々の移動手段としての施設として考えていただきたい。駐車場を運営の主体に置くことは、先にも述べたSDGs、持続的社会の構築に向かう社会情勢のなかでは考慮する必要があると考えます。30年の事業期間を背景に熟慮されることを望みます。</p>
<p>緑の量 地域交通 その他 (後藤委員)</p>	<p>等々力緑地は市民にとって重要な憩いの場、レクリエーション施設であるが、一部施設の老朽化、緑地帯の整備が十分行きとどいていない箇所も見受けられることから、本事業は有意義なものであり、是非進めるべきと考える。</p> <p>市民からの意見は、騒音、緑の量、交通に関する意見が多く寄せられているが、騒音、交通については、PFIを活用した運営により改善できる余地があると考えられる。今後、具体的にどのような施策が可能か検討いただきたい。緑の量については、詳細計画の際に更なる検討がなされることを期待する。</p> <p>市内の中央に43.5haという大きなエリアを有することもあり、現状、環境配慮項目には入っていないが、太陽光発電設備の設置、EV充電器の設置などの導入を検討いただき、川崎市の環境の取り組みをリードする拠点としてもらいたいと考える。</p>

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る
環境配慮計画書の審査結果について（答申案）

令和 5 年 9 月

川崎市環境影響評価審議会

まえがき

等々力緑地再編整備・運営等事業は、川崎市が、中原区等々力1番ほかの約43.5haの区域において、用途地域等の変更を前提に、等々力緑地再編整備実施計画に示す「等々力緑地の目指すべき将来像」を実現し、公園緑地の新たな価値向上を図り、等々力緑地を日常的に賑わう地域の核となる空間とすることを目的としている。

計画地は川崎市のほぼ中央に位置している。計画地の用途地域は第一種中高層住居専用地域に指定されており、現況は等々力緑地として、とどろきアリーナ、等々力陸上競技場、等々力球場等の施設が配置されている。

計画地周辺は、南西側に国道409号（府中街道）、北側に市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）、南側約200mに県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）が通っている。

本審議会では、当該地域の状況等を踏まえ、対象事業に係る環境配慮計画書等について総合的に審査し、次の結果を得たものである。

目 次

1	事業計画の概要.....	1
2	審査意見.....	4
	(1) 対象事業の立案に関する事項.....	4
	(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項.....	5
3	審議経過.....	5

1 事業計画の概要

(1) 環境配慮計画策定者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 対象事業の名称及び種類

名 称：等々力緑地再編整備・運営等事業

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為）

(3) 対象事業を実施する区域

位 置：中原区等々力1番ほか

区域面積：約43.5ha（都市公園として告示されている区域：36.6ha、下水
処理施設上部区域：6.3ha、中央新幹線非常口上部区域：0.6ha）

用途地域：第一種中高層住居専用地域

(4) 対象事業の概要

ア 目的

等々力緑地再編整備実施計画に示す「等々力緑地の目指すべき将来像」を実現し、公園緑地の新たな価値向上を図り、等々力緑地を日常的に賑わう地域の核となる空間とする。

イ 施設配置計画

まとまった緑地と水辺空間は可能な限り現位置で保全する方針としている。大規模施設については、「等々力緑地再編整備実施計画」（令和4（2022）年2月改定）のとおり、「等々力陸上競技場」は「球技専用スタジアム」として、「等々力補助競技場」は「（新）等々力陸上競技場」として改築し、「とどろきアリーナ」は「（新）とどろきアリーナ」と「スポーツセンター」として再整備することとしている。また、市民ミュージアムは、現施設を現位置で再建しないため、施設を除却し、跡地を緑地全体の再編の中で活用することとしている。その他の施設については、施設の機能は継承し、公園全体の再編や施設の更新・改修時期を踏まえ再配置を行う計画としている。

現在の中央園路（釣池と等々力陸上競技場の西側を南北に縦断する車両の通行が可能な道路）については、公園の安全・安心な空間の確保や公園中央部の分断の解消、柔軟な施設配置を行うため一般車両の通行を禁止するものとし、将来は釣池の北側から球技専用スタジアムの東側にかけて、新たに車両の通れる外周園路の整備を行うものとしている。

また、（新）等々力陸上競技場と等々力球場を囲むように、「緑地内を回遊できる散策路」を計画し、散策路の内側の地形的に低くなっている部分に、「魅力ある園路（水と親しめる散策路）」を計画した。計画地内の各施設は、「緑地内を回遊できる散策路」と、広場や園路等をつなぐ計画としている。

なお、令和2（2020）年10月に改築し、供用開始した「等々力球場」については、現施設を継続して使用するものとしている。

ウ 緑化計画

再編整備にあたり、計画地内のまとまった緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全する方針としている。また、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物やまばらな樹木などで構成される広場系緑地、水とふれあえる新たな場として「魅力ある園路（水と親しめる散策路）」を整備する計画としている。さらに、既に植栽されている樹木の保全に努めるほか、適宜、植樹を行う計画としている。

新設緑地を含めた将来の緑化面積率（樹林地、大景木等による緑化面積）は、「川崎市緑化指針」に基づき 30%以上を確保する計画としている。

2 審査意見

本事業は、既に都市公園として都市計画決定され、供用開始している等々力緑地の再編整備事業である。対象計画案において、「位置・規模」については、本事業はすでに都市公園として都市計画決定され、供用開始している等々力緑地の再編整備であり、複数の対象計画案は想定されないとしている。「配置・構造」については、供用している既存施設と既存計画を前提として、「等々力緑地再編整備実施計画」改定案に対する市民意見等を踏まえて、等々力緑地内の主な施設の再編の考え方や配置案等を絞り込んできたとしている。その上で、「等々力緑地再編整備実施計画」で示した事業手法実現のため、「等々力緑地再編整備・運営等事業」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく特定事業として選定し、本事業の趣旨・目的を踏まえ、実現性が見込まれ、かつ、地域活性化や地域課題の解決が期待できる事業者の提案に基づき、事業を推進していくものとし、複数の対象計画案は設定せず、本環境配慮計画書において重大な環境影響の回避・低減を図るために、環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行う対象計画案は、単一案としている。

対象事業の立案等に当たっては、より積極的な環境配慮が求められることから、対象計画案の内容、事業特性及び地域特性を考慮した上で、環境配慮事項について更なる検討を行うとともに、本審査意見の内容を踏まえる必要がある。

(1) 対象事業の立案に関する事項

ア 脱炭素社会の実現に向けて、本市では市公共施設への再生可能エネルギー電力の導入や次世代自動車等の普及促進の取組が進められていることから、温室効果ガスの削減に向けた対策について検討する必要がある。

イ 暑さ指数(WBGT)による指標を用いた評価等を参考に、様々な公園利用者の視点を踏まえ、適切と考えられる環境配慮や環境保全対策を検討する必要がある。

ウ 外周園路の整備にあたっては、既存の樹木について可能な限り現位置で保全する等更なる配慮に努める必要がある。

エ SDGs, 持続的社会の構築に向けて、誰もが心地よく過ごせる等々力緑地として障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮する必要がある。

(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項

条例環境影響評価方法書等における環境影響評価については、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行う必要がある。

3 審議経過

令和5年	7月 3日	市長から審議会に環境配慮計画書について諮問
	7月 4日	現地視察
	7月 19日	審議会（事業者説明及び審議）
	9月 5日	審議会（答申案審議）